

下関市「学びの多様化学校」空間づくり業務委託仕様書

1. 業務の名称

下関市「学びの多様化学校」空間づくり業務委託

2. 業務の目的

本市では、「学びの多様化学校」として、現関西小学校内に併設している文洋中学校分教室を分校に改組し、新たに設置する予定である。ここに通う不登校状態又は不登校傾向にある子どもたちにとって最も必要なものは、「ここで学びたい」「ここにいたい」と思える安心できる居場所づくりであり、そのためには、子どもたちが日々の学習に集中できる空間やリラックスして過ごせる空間、遊びを通じて他者とふれあい、音楽や運動にも自分のペースで挑戦できる空間を整備していくことが必要である。

本業務は、「学びの多様化学校」の開校に向け、子どもたちの多様な活動に対応し、安心して通える居場所となる空間を整備することを目的とする。

※下関市「学びの多様化学校」の概要については、資料1を参照すること。

3. 業務の内容

「学ぶ」「くつろぐ」「遊ぶ」「話す」といった多様な活動を支える4つの空間を対象に、子どもたちの心理的安心感と機能性を両立した空間づくりを行う。

なお、今回の提案は委託候補者の選定のためのものであり、採択された内容を市と受託者との協議のうえ、最適な内容へ調整し実施していくこととする。

(1) 現地調査

提案の精度を高め、実効性のある空間づくりとするため、原則として現地訪問による施設調査（各部屋の寸法、色彩、動線、音環境、採光、電源配置等）を行い、現状把握、物理的制約等の確認を行うこと。現地調査は、市の指定した期間内（令和7年8月20日から8月29日）までとし、事前に、市担当者と日時調整すること。ただし、現地訪問が困難な場合や、現在、施設工事中のため、確認できない空間がある場合は、市が後日、参加者全員へ提示する資料（施設詳細図、各空間の写真等）を確認の上、提案を行うこと。

(2) 空間デザインの設計

各空間に求める「設計指針」に基づき、空間デザインの設計を行うこと。設計は、平面イメージ図並びに視点イメージ図等を作成するとともに、各空間のコンセプトやその期待される効果、機能説明（使い方の工夫、バリエーション）等を含むこと。

なお、「整備する空間と設計における基本指針」は、次のとおりとする。

【整備する空間と設計における基本指針】

N o	空間名	空間設定	整備箇所数	期待される役割
①	教室 (3年・2年・1年)	〈学ぶ〉 学習・活動の場	3	集団が苦手な生徒でも、安心して学習や創作活動等に取り組める個別性と教員の見守りのバランスが取れた空間
②	くつろぎスペース	〈くつろぐ〉 休息・安定 ・読書の場	1	子どもたちが静かに過ごしたいときに、心を落ち着けたり、横になったり、本を読むなどリラックスできる空間
③	プレイルーム	〈遊ぶ〉 表現・身体活動 ・交流の場	1	子どもたちが自由に遊び、表現し、友だちと自然にかかわることができる、動きと創造のある空間
④	面談室(カウンセリングルーム、応接室)	〈話す〉 対話・相談の場	2	生徒が教員等と安心して話をしたり、面談を行う際に利用する安心と落ち着きのある空間

① 教室 (3年・2年・1年)

【設計指針】

- ・子どもたち一人ひとりの個別性や感覚の特性に配慮し、視線の干渉や圧迫感等を軽減した可動性のある空間づくり
- ・各学年の発達段階に応じた色彩や素材を取り入れた空間づくり
- ・子どもたちの見守りや声掛けのしやすい教員の動線に配慮した空間づくり

【必須空間要件】

- ・教室内に作業(クラフト・創作活動)スペースを設置する。学習机・椅子とは別に、可動式の作業用テーブルや椅子を配置し、「静かな学び」と「創造的な学び」を空間内で切り替えられる構成とする。

② くつろぎスペース

【設計指針】

- ・身体をあずけられるくつろぎの物品等(例:ビーズクッション、座椅子等)を複数配置し、子どもたちがくつろぎ場所を選択できる空間づくり
- ・外部の視線を遮る仕切り、こもれるスペース(簡易的な仕切り、テント等)等を活用し、子どもたちが視覚的・心理的な安心感を得られるような空間づくり
- ・自然素材や温かみのある色彩を取り入れた空間づくり
- ・人工観葉植物や小物等を利用した心安らぐ空間づくり

【必須空間要件】

- ・本棚と読書用の椅子等を配置し、静かに本を読めるスペースを整備する。

③ プレイルーム

【設計指針】

- ・運動(モルック・卓球等)や音楽演奏など、子どもたちの多様な活動に対応できる柔軟な空間づくり
- ・状況に応じて、全校生徒(30人程度)が集い、活動できる空間づくり
- ・教材や遊具等を整理・管理しやすいよう、収納を工夫した空間づくり
- ・活動から片付け、他の部屋への移動までの動線を配慮した空間づくり

【必須空間要件】

- ・プレイルーム利用時以外の時間帯に、生徒が一人になって気持ちを落ち着けることができる「静かな避難スペース（個別スペース）」としても併用できるよう可動性のあるパーティション等で仕切られたスペース（４区画）を整備する。

④ 面談室（カウンセリングルーム、応接室）

【設計指針】

- ・生徒や保護者が落ち着いて対話でき、話しやすさと安心感のある空間づくり
- ・柔らかい雰囲気テーブルやソファ、人工観葉植物、小物などを利用した心安らぐ空間づくり
- ・対面時の緊張を和らげられるよう、座る位置等に工夫のある空間づくり

【必須空間要件】

（カウンセリングルーム）

- ・面談以外の時間帯に、生徒が一人になって気持ちを落ち着けることができる「静かな避難スペース（個別スペース）」としても併用できるようパーティション等で仕切られたスペース（２区画）を設置する。
- ・生徒が一時的に横になって、休息できるスペースを整備する。

（３）物品等の選定・調達

３（２）で設計した空間デザインに即した物品等を選定し、調達すること。なお、下表に掲げる物品は必須とする。

空間名	物品等	数量・仕様目安
①教室 (3年・2年・1年)	学習机・椅子	各教室に10セット
	学習机・椅子(予備)	各教室に3セット
	教卓	各教室に1台
	作業用テーブル、椅子	各教室に1式
	防災カーテン※	各教室に1式
②くつろぎスペース	本棚(コミックや図鑑等を収納)	500冊程度収納
	防災カーテン※	1式
③プレイルーム	【個別スペース】 パーティション等、机、椅子	1式(4区画)
	防災カーテン※	1式
④-1 面談室 (カウンセリングルーム)	机(4人程度用)	1式
	椅子又はソファ(4人程度用)	
	【個別スペース】 パーティション等、机、椅子	1式(2区画)
	ベッド又はソファベッド	1台
	防災カーテン※	1式
④-2 面談室 (応接室)	机(6人程度用)	1式
	椅子又はソファ(6人程度用)	
	防災カーテン※	1式

※ カーテンレールの形状等については、後日提示する資料を参照すること。

【選定おける必須要件】

- ・学習机は天板が広いタイプ※、椅子は高さ調節が可能なものとし、子どもたちの個別性に配慮した配置変更等（可動性のある）が容易なものとする。
- また、音に敏感な生徒に配慮し、引きずる音や接合部のきしみが出にくいものとし、脚部には、防音パット等を装着すること。

※（参考：縦×横）45cm×65cm

【その他】

- ・子どもたちの多様な行動、頻繁な使用に対し、十分な耐用性及び安全性が確保された物品等を選定すること。
- ・化学物質の発生のない、もしくは少ない材料を選定すること。
- ・転倒防止、清掃のしやすさ等を考慮すること。
- ・現施設内で使用されている物品等については、空間デザインの一部として、そのまま利用することができる。

◎現施設内で使用されている主な物品等 ※状態及びその他の物品は現地調査要

物品等名	規格等	数量
ソファベッド（収納付）	光製作所 SB-3020	1台
ビーズソファ	Yogibo Max （パールブルー、ライトグレー）	各色1個
スツール	ウチダ 6-731-2172	4個
ディスプレイ（スタンド付）	DMM DKS-4K65DG6、PH-627B	1式
フィットネスバイク	アルインコ AFB6223	2台
卓球台	SAN-EI 他	3台
電子ドラム（パワードスピーカー付）	ヤマハ DTX452KUPGS、DBR10	1式
フォークギター	ヤマハ FG820	2本
電子ピアノ（スタンド付）	ヤマハ P-225/黒、L-200B, LP-1B	1台
人工観葉植物	東花 92502	3個
アクアリウム水槽	ケニス 1-152-0672 他	2個
ホワイトボード	プラス VS2-46PSJ	3台
ホワイトボードパーティション	プラス VSC-0917NRF	3枚
パーティション （L字型連結、安定脚付）	ジョインテックス H1825 JK-1890 381-145	3枚
パーティション （アイボリー色、キャスター付）	ジョインテックス EP-1809 380-555	4枚

（4）物品等の搬入、配置（設置）等

- ・事前に学校施設の状況を確認・把握の上、遺漏が生じないように実施すること。
- ・子どもたちが在室していない時間帯に実施すること。実施日時については、市の担当者と連絡調整すること。
- ・敷地内へ車両を乗り入れする際は、児童・生徒の安全確認に十分注意すること。
- ・作業時には市の指示に基づき、安全に最大限配慮すること。
- ・配置後、すぐに使用可能な状態にすること。

(5) 業務に係る注意事項

- ・業務に先立ち、現地調査を行い、当該業務に係る実施体制、作業内容、搬入計画、緊急対応等を記載した実施計画書を作成し、日程を含めた全体工程表を作成し、市へ提出すること。実施日程・時間については、市と調整し、決定すること。
- ・子どもたち及び学校関係者等に傷害や構造物・備品等に損傷等を与えないように十分留意し、必要に応じて適切な対策を行った上、業務を実施すること。万一、傷害・損傷等を与えた場合は、受託者の負担と責任において対応すること。損傷等については、速やかに原状復帰すること。
- ・現地での業務にあたっては、腕章等を着用するなど、身分が明確となるよう実施すること。
- ・業務完了後、市職員の立会いのもと、確認検査を受けること。

4. 報告書等の提出

(1) 報告書等の提出

業務の実施を完了したときは、速やかに報告書及び業務の成果物を市に提出すること。

(2) 成果物

以下の業務について、紙及び電子媒体に記帳（記録）して納品すること。

- ① 各空間の整備図（設置レイアウト）
- ② 各空間の整備写真
- ③ 配置物品等一覧（各物品等の詳細（メーカー、規格、単価）、写真を記載したもの）
- ④ 取扱説明書、保証書
- ⑤ その他業務に関する成果一式

(3) 納品場所

報告書等の納品場所は、下関市教育委員会教育部学校教育課とする。

5. その他の留意事項

(1) 著作権

この業務の成果物に対する諸権利について、市に帰属するものとする。

但し、受託者が本業務の開始前から権利を有している著作物や資料等は除く。

(2) 個人情報の取扱

この業務で取り扱う個人情報については、厳重に管理するとともに、この業務を実施するために必要な範囲内においてのみ使用し、この業務の目的外には使用してはならない。

(3) 疑義に関する協議

この仕様書において、明示がない事項又は疑義が生じた場合、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

下関市「学びの多様化学校」の概要

1. 下関市「学びの多様化学校」の概要

山口県内初となる「学びの多様化学校」であり、生徒の社会的自立を目指し、現関西小学校内に併設している文洋中学校分教室を分校に改組し、設置するもので、不登校状態又は不登校傾向にある中学生を対象として令和8年4月に開校する予定。

(参考)「学びの多様化学校」

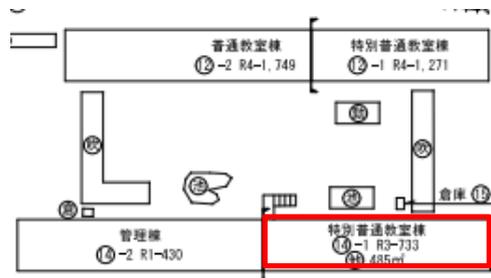
不登校児童生徒等を対象とする特別な教育課程での教育を行う学校

2. 設置場所

下関市関西町12-1

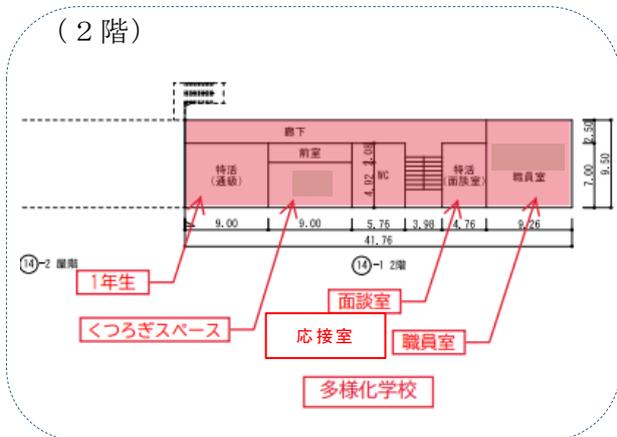
(下関市立関西小学校敷地内)

関西小学校南校舎2階、3階を使用

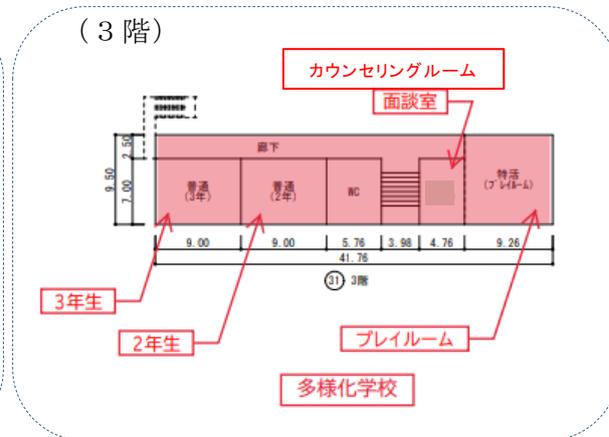


〈簡略平面図：南校舎〉

(2階)



(3階)



3. 下関市「学びの多様化学校」の特徴

- 子どもたちにとって、安心して通い、学べる場となるよう、生徒数は各学年10人程度とし、教職員がきめ細かに寄り添うことで、それぞれの学びを支える。
- 生徒の希望に応じて、学び直しや、より進んだ個別学習ができる「選べる学習時間」を設けるとともに、子どもたちの自信に繋がる体験活動を行うなど、これまでの学校では出来なかった特別な教育課程が編成できる「学びの多様化学校」の強みを活かした教育活動に取り組む。
- 様々な学習や体験活動を通して、学力だけでなくコミュニケーション能力を高め、中学校卒業時には、生徒一人ひとりが自信をもって自分の進路を切り拓くことができるよう支援を行う。